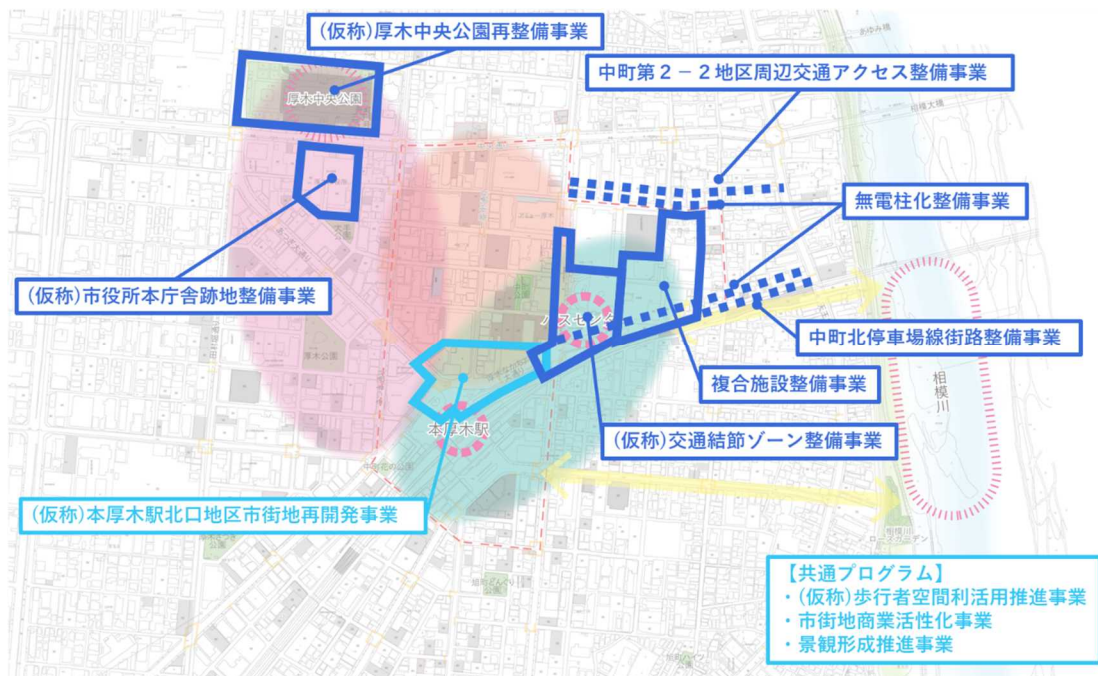


第4章 重点プログラム

1 重点プログラム

上位計画等を踏まえ、目指すまちの姿を実現するために、今後おおむね10年間で確実に実行するべき事業を重点プログラムに位置付けます。重点プログラムは、特定の区域を対象とする個別プログラムと計画区域を対象とする共通プログラムの2種類とします。また、第3章P38で示した「民間と行政による取組イメージ」に基づき、主要な担い手が民間となるものは「水色」、行政となるものは「青色」で表します。



※各区域の位置は概ねであり、今後の検討により変更が生じる可能性があります。

都市再生緊急整備地域³⁵内に位置する重点プログラムを実施する際には、それぞれの事業計画に応じて、都市再生特別措置法に基づく特例制度の積極的な活用を促します。

都市再生緊急整備地域内における主な特例制度

都市再生特別地区 (都市再生特別措置法第36条)	都市計画上の地域地区。建物の容積率や道路内建築制限等を緩和し、事業者の創意工夫をいかした自由度の高い事業を促進。
認可等の迅速化 (都市再生特別措置法第42条)	一定の要件を満たす市街地開発事業の認可等については、申請から3ヶ月以内に処理しなければならない。

³⁵ P1 注釈1 参照

第3章「5 施策」で位置付けた施策と重点プログラムの関係は、次のとおりです。

重点 プログラム	分類	施策 1-1	施策 1-2	施策 1-3	施策 2-1	施策 2-2	施策 3-1	施策 3-2
複合施設整備事業	個	○			○	○	○	○
(仮称)本厚木駅北口地区市街地再開発事業	個	○	○	○	○	○	○	○
(仮称)交通結節ゾーン整備事業	個	○	○	○	○	○	○	○
(仮称)厚木中央公園再整備事業	個	○			○	○	○	○
(仮称)市役所本庁舎跡地整備事業	個	○			○	○	○	○
中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業	個	○				○		
中町北停車場線街路整備事業	個	○				○		
無電柱化整備事業	個	○						
(仮称)歩行者空間利活用推進事業	共	○		○	○	○	○	○
市街地商業活性化事業	共				○		○	○
景観形成推進事業	共				○		○	○

※実行する施策には「○」を表示しています。

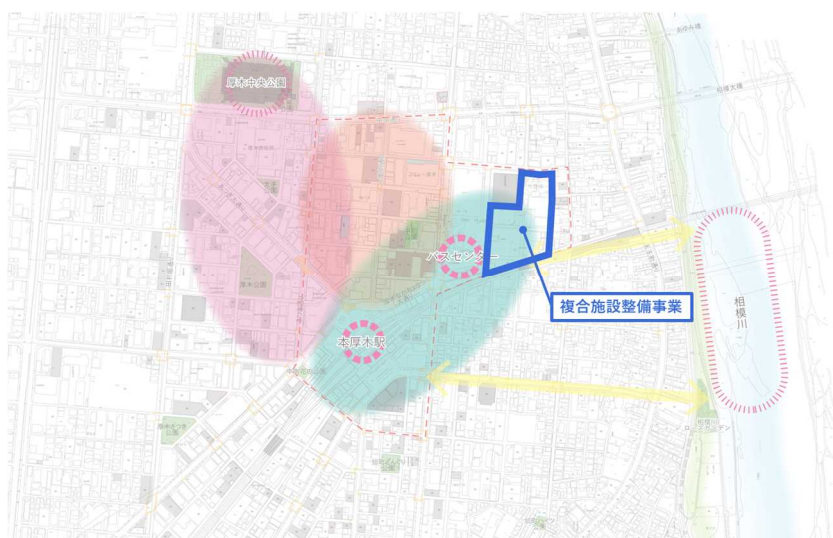
※分類の「個」は「個別プログラム」、「共」は「共通プログラム」です。

複合施設整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉厚木市

(1) 事業概要

「複合施設等整備基本計画(R2)」に基づき、厚木バスセンターの東側に、図書館、(仮称)未来館、市庁舎等からなる複合施設を整備します。



基本理念

ー いきいきと生きる日々、すてきな時間を過ごすことができる

サードプレイス³⁶を目指してー 「いい日々、いい時間。」

基本方針

- ❑ 誰もが訪れやすく、一人一人に合わせたサービスを提供する施設
- ❑ あらゆる世代の皆様にとっての居場所や気付きの場となる施設
- ❑ 複合化によるメリットをいかし、絶え間ない交流、活動が生まれる施設
- ❑ 将来変化に柔軟に対応し、長きにわたり利用することができる施設
- ❑ 中心市街地のシンボルとして誇りと愛着を感じることができる施設

出典：複合施設等整備基本計画(R2)

³⁶ サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民の皆様が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

(2) 具体的な取組

施策1-1 歩行者空間の質向上

A. 歩行者空間の整備

→歩いて楽しい空間を実感することができる歩行者のための魅力的な広場を整備します。

C. 歩行者動線の連続性確保

D. 歩行者と滞留者の適切な分離

→地上と地下レベルで本厚木駅や厚木バスセンター方面と複合施設を歩行者目線で緩やかに接続します。

施策2-1 行ってみたくなる・寄ってみたくなる魅力づくり

B. デザインの統一など景観に配慮した歩行者空間の整備

→大山や相模川など本市の雄大な自然環境を体感できる眺望スペースを整備します。

E. 赤ちゃんの駅ベビリアの普及促進

→子育て世代がアクセスしやすい低層階に安心して、快適に授乳やおむつ替えできるスペースを設置します。

施策2-2 公共空間の利活用促進

B. 歩行者空間を利活用しやすい仕組みづくり

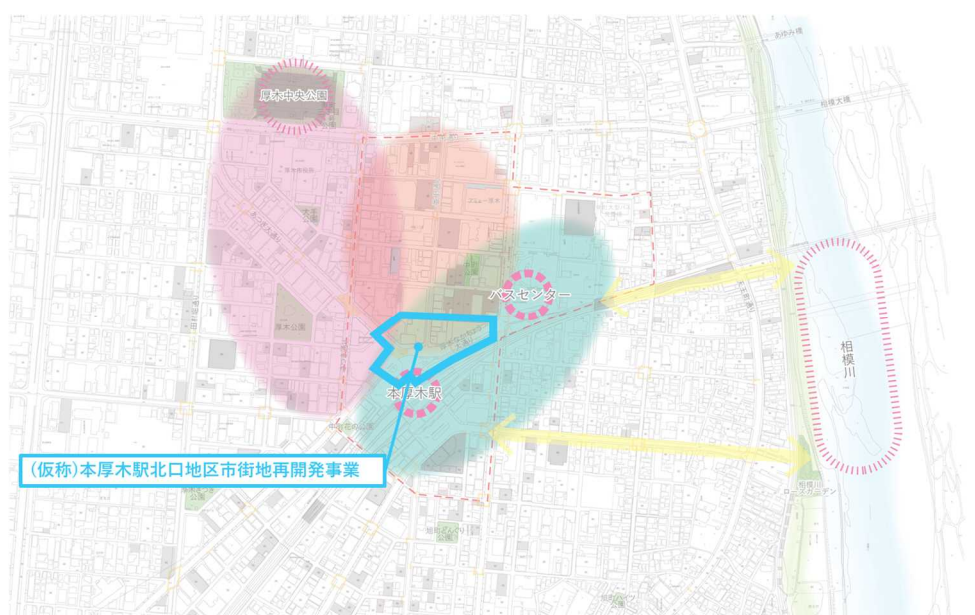
→まちの魅力や価値を持続的に高めるための歩行者空間の利活用と維持管理の仕組みづくりに取り組みます。

〈仮称〉本厚木駅北口地区市街地再開発事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉 本厚木駅北口地区市街地再開発準備組合

（１）事業概要

本厚木駅北口周辺の多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るため、土地や建物の権利者で構成される本厚木駅北口地区市街地再開発準備組合において、市街地再開発事業の事業化に向けた検討を行います。



(2) 具体的な取組

施策 1－1 歩行者空間の質向上

A. 歩行者空間の整備

B. 歩行者空間における滞在空間の充実

→歩行者の休憩や待合せ場所となる広場を整備します。

C. 歩行者動線の連続性確保

D. 歩行者と滞留者の適切な分離

→地上部だけでなく地下や上空を利用した歩行者ネットワークを形成します。

G. バリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの導入

→路線バスやタクシーの利用が困難な方も本厚木駅との往来が可能になるように、障がい者用停車施設の設置を検討します。

施策 1－2 交通結節点の利便性向上

B. 路線バスバースの増設

C. 分かりやすい路線バス乗り場の再編

→初めて訪れる人でも分かりやすく路線バスを利用できるように駅前広場のバス停機能を強化します。（詳細は P63～64）

施策 1－3 交通環境の最適化

A. 道路空間の再配分

B. 自動車駐車場附置義務の見直し

C. 駐車場出入口制限道路の指定

→将来的なトランジットモール*化を見据えた自動車駐車場附置義務の見直しと道路空間の再配分を行います。

* P11 注釈 11 参照

施策 2-1 行ってみたくなる・寄ってみたくなる魅力づくり

A. グランドレベルのオープン化推進

B. デザインの統一など景観に配慮した歩行者空間の整備

→ グランドレベルで歩行者に開かれたまち並みを整備します。

→ 再開発ビルを核として、駅前のシンボルである厚木一番街や複合施設、厚木バスセンターとのつながりを感じられるデザインとします。

F. 地区計画等によるグランドレベルへの商業施設等の誘導

→ 地区計画等によりグランドレベルへ集客性のある充実した商業機能を誘導し、持続的にまちのにぎわいを創出します。

施策 2-2 公共空間の利活用促進

B. 歩行者空間を利活用しやすい仕組みづくり

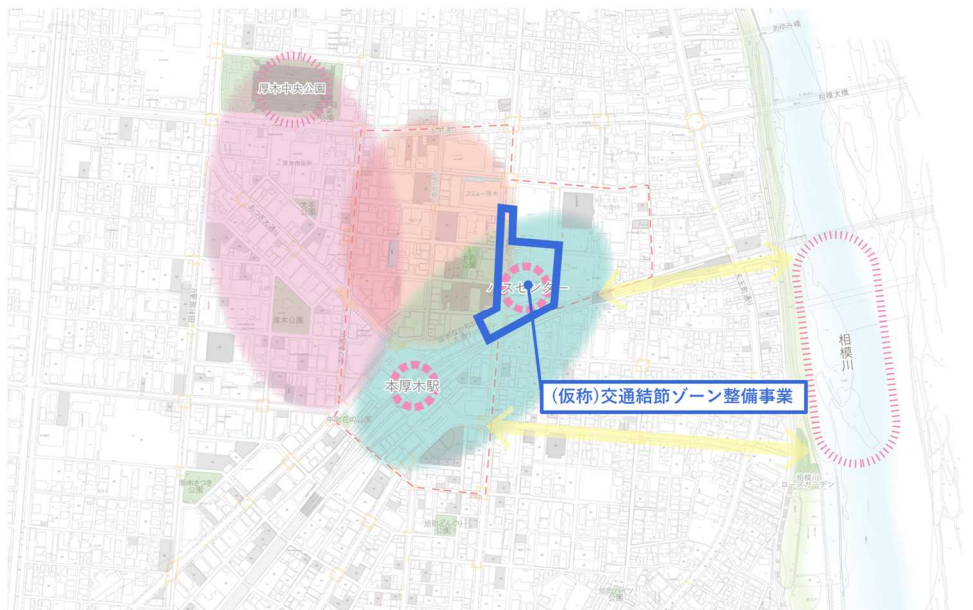
→ まちの魅力や価値を持続的に高めるための歩行者空間の利活用と維持管理の仕組みづくりに取り組みます。

(仮称)交通結節ゾーン整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉 厚木市

(1)事業概要

「複合施設等整備基本計画(R2)」に基づき、厚木シティプラザの敷地や本厚木駅前東口地下道を活用して、路線バスの発着拠点である厚木バスセンターの交通結節点としての機能を強化します。



(2) 具体的な取組

施策 1－1 歩行者空間の質向上

A. 歩行者空間の整備

→歩いて楽しい空間を実感することができる歩行者のための魅力的な広場を整備します。

C. 歩行者動線の連続性確保

D. 歩行者と滞留者の適切な分離

→地上と地下レベルでの本厚木駅北口や複合施設方面と厚木バスセンターを歩行者目線で緩やかに接続します。

→歩行者やバス利用者が交錯せずに、まち歩きやバス待ちができる歩行者空間を整備します。

G. バリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの導入

→子育て世帯や高齢者にも使いやすい本厚木駅前東口地下道へリニューアルします。

施策 1－2 交通結節点の利便性向上

A. 路線バス発車起点の集約化

B. 路線バスバースの増設

C. 分かりやすい路線バス乗り場の再編

E. 鉄道、路線バス、高速バス間の乗換利便性向上

→初めての利用者でも分かりやすく路線バスを利用できるように厚木バスセンターのターミナル機能を強化します。（詳細は P63～64）

施策２－１ 行ってみたくなる・寄ってみたくなる魅力づくり

B. デザインの統一など景観に配慮した歩行者空間の整備

→ 複合施設と調和の取れた施設デザインとします。

→ 本厚木駅北口や厚木一番街、複合施設方面へのまち歩きを誘発するため、各方面への視認性を確保します。

D. 案内誘導サインの整備・更新

→ 相模川へのアクセス性を高めるため、案内サインを整備します。

E. 赤ちゃんの駅ベビリアの普及促進

→ 子育て世代がアクセスしやすい場所に安心して、快適に授乳やおむつ替えできるスペースを設置します。

施策２－２ 公共空間の利活用促進

B. 歩行者空間を利活用しやすい仕組みづくり

→ まちの魅力や価値を持続的に高めるための歩行者空間の利活用と維持管理の仕組みづくりに取り組みます。

本厚木駅北口側における交通結節点の在り方

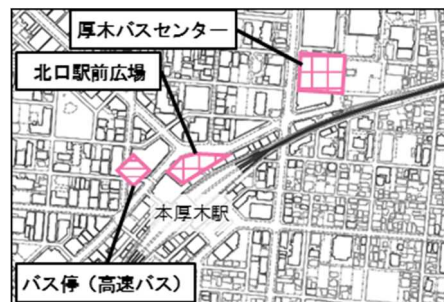
(1) 前提条件

ア コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実

本市の立地適正化計画及び地域公共交通計画に相当する「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画(R3)」において、今後の都市経営は、人口減少や少子高齢化が加速する中でも、将来にわたって誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市の構築が必要であることが示されています。市民の皆様の移動の足となる公共交通ネットワークを維持するため、利用者の利便性向上や増加につながる交通結節機能の強化が不可欠です。

イ 本厚木駅北口側における公共交通の課題〔P26 再掲〕

- ☐ 乗り場の分散【路線バス】
- ☐ 乗降場の不足【路線バス】
- ☐ 待機場所の不足【路線バス】
- ☐ 乗継利便性の低さ【高速バス】
- ☐ 利用者と歩行者等との錯そう【路線バス・高速バス】



ウ 土地利用の最適化

駅前には公共交通に関する施設だけでなくにぎわい創出に寄与する商業施設や人が滞在・交流できるオープンスペースも必要です。また、交通施設は、基本的に公費で整備されることから、運用の実態を踏まえて必要最低限の機能の確保に留めることが必要です。

(2)在り方

ア 配置

初めて利用する人でも分かりやすく路線バスを利用できるようにするため、北口駅前広場では「バス停機能（本厚木駅から最短距離で乗換可能）」、厚木バスセンターでは「ターミナル機能（本厚木駅北口側を起点とする路線バスの集約）」を強化します。

また、市民の皆様の乗換利便性を高めるとともに、公共交通の利用を促進するため、高速バスのバス停を厚木バスセンターに配置します。高速バスを利用して本市を訪れた人の乗換利便性も高まります。

イ 機能

人口減少や働き方改革等により、需要増加の見込みが不確定であるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減便³⁷前の令和2年9月時点の運行状況をピークと捉え、次の機能を確保します。ただし、今後の社会状況や都市構造の変化によっては、必要に応じて、見直しを行います。

施設	種類	現在	将来	考え方
北口駅前広場	乗車	4 バース	4 バース	・ 発車間隔の適正化（15 台/h・バース ³⁸ ） ・ BC 発北口駅前経由の路線バスすべての停車
	降車	1 バース	4 バース	・ 降車処理の適正化（15 台/h・バース ³⁸ ）
	待機	0 バース	0 バース	・ BC に待機機能確保
厚木バスセンター	乗車	7 バース	10 バース	・ 発車間隔の適正化（12 台/h・バース ³⁸ ） ・ 駅北口側を起点とする路線バスの集約 ・ 高速バス配置
	降車	1 バース	1 バース以上	・ BC 入庫待ちの路線バス待機列を BC 外に発生させない ・ 路線バス利用者の複合施設へのアクセス性確保 ・ 依知方面からの速達性確保
	待機	0 バース	6 バース	・ 定時運行の促進 ・ 自走で待機可能

※表中の BC は「厚木バスセンター」の略称

³⁷ 令和2年11月のダイヤ改正で減便

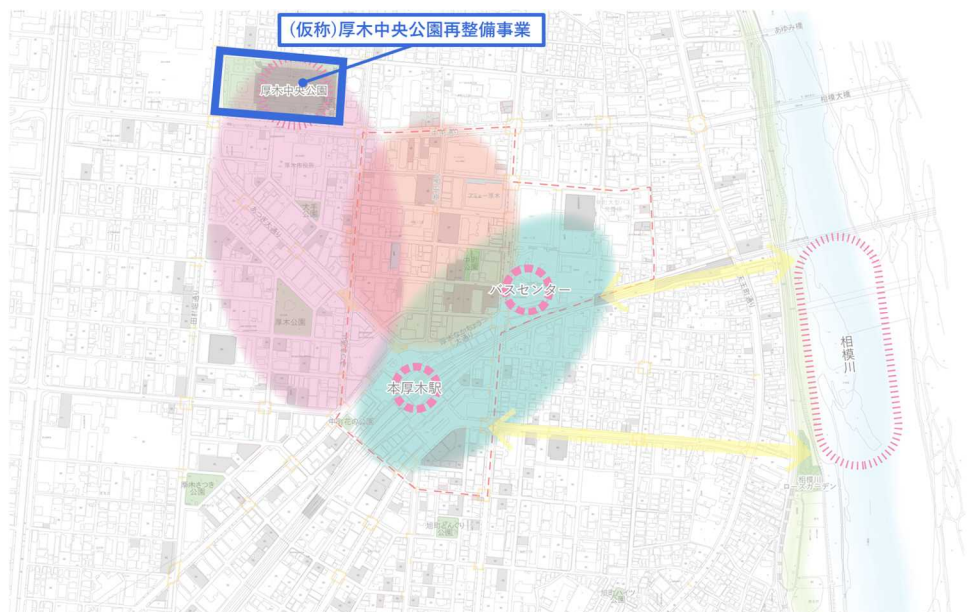
³⁸ 駅前広場計画指針及び都市計画マニュアルを参考に設定

(仮称)厚木中央公園再整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉 厚木市

(1) 事業概要

令和4年9月現在、厚木中央公園の一部は厚木排水区浸水被害軽減対策事業の建設工事に伴う作業ヤードに使用されています。同事業の完了後に、厚木中央公園のリニューアルを行います。



(2) 具体的な取組

施策１－１ 歩行者空間の質向上

B. 歩行者空間における滞在空間の充実

→公園内での活動や景観を楽しみながら休憩や飲食ができる場所を整備します。

施策２－１ 行ってみたくなる・寄ってみたくなる魅力づくり

B. デザインの統一など景観に配慮した歩行者空間の整備

→四季を感じられる公園を整備します。
→公園の外からでも中のにぎわいを感じられ、立ち寄ってみたくなるエントランスとします。

施策２－２ 公共空間の利活用促進

A. 公共空間の再整備又は利活用インフラの整備

→本厚木駅のシンボルとなる魅力的なセントラルパークを実現します。
→現本庁舎敷地や厚木中央公園地下駐車場を考慮した公園づくりをします。
→来訪者のアクセス動線やアクティビティ動線を考慮した施設配置とします。

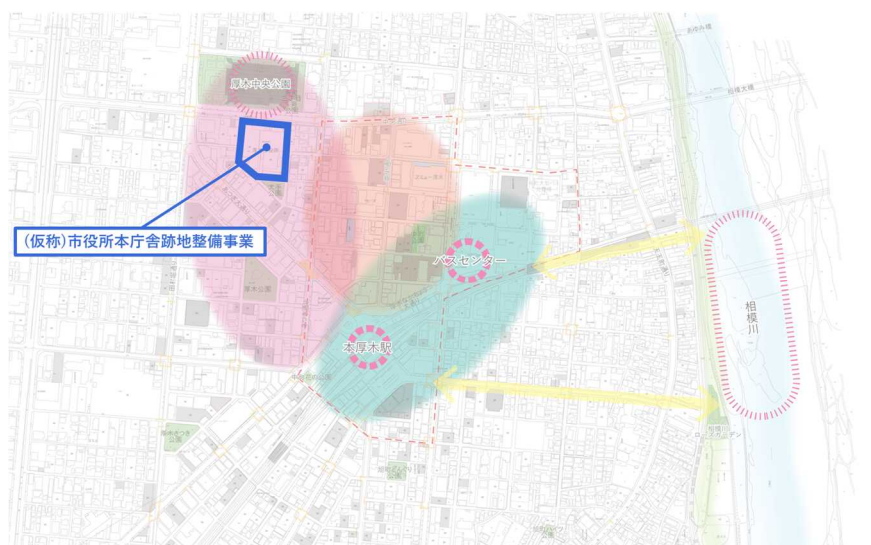
B. 歩行者空間を利活用しやすい仕組みづくり

→まちの魅力や価値を持続的に高めるための歩行者空間の利活用と維持管理の仕組みづくりに取り組みます。

(仮称)市役所本庁舎跡地整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉厚木市

厚木中央公園の南側に位置する現本庁舎敷地の跡地利用の考え方については、「複合施設等整備基本計画(R2)」及び「公共施設個別施設計画(R4)」において、次のとおり示されています。



複合施設等整備基本計画(R2) P100

現本庁舎敷地は、中心市街地の数少ない一団の市有地であることから、市庁舎の移転後は、本市のまちづくりの課題解決に寄与する活用方法について検討する必要があります。

中心市街地の回遊性の向上、中央公園地下駐車場等の既存インフラの有効活用、コンパクト・プラス・ネットワークの形成促進³⁹、安心・安全の強化等のまちづくりを推進するため、市庁舎の移転、現本庁舎の解体後に、消防施設や文化施設などの公共施設の移転先としての活用を検討します。

公共施設個別施設計画(R4) P233

現本庁舎敷地の跡地利用は、市庁舎の機能を複合施設へ移転後、消防施設や文化施設等の公共施設の移転先としての活用を検討します。

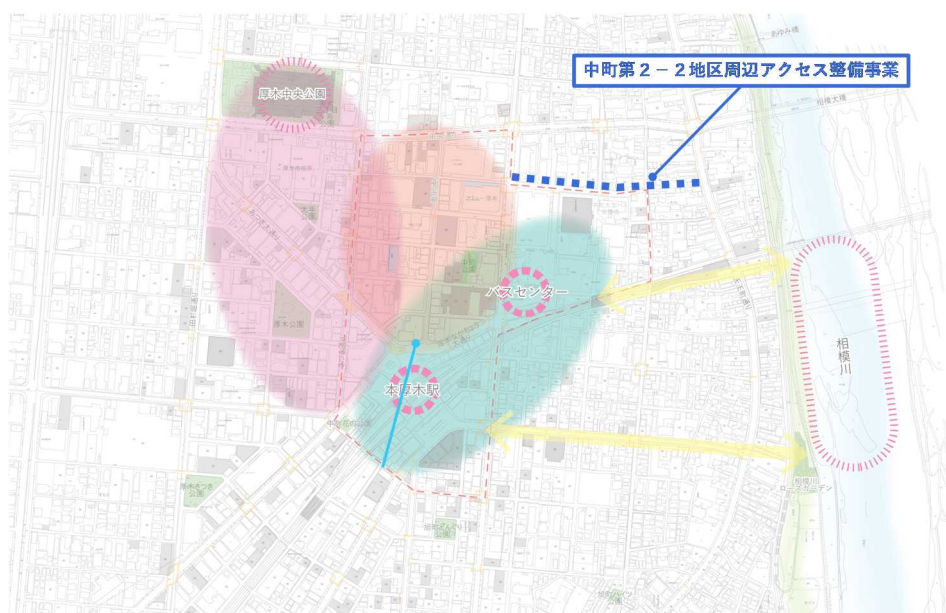
³⁹ P9 注釈 9 参照

中町第2－2地区周辺交通アクセス整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉 厚木市

(1) 事業概要

「あつぎの道づくり計画(R3)」に基づき、中町第2－2地区周辺における路線バスの円滑な運行、歩行者や自転車の安全な動線確保等に対応するため、市道 A-358 号線の拡幅等を行います。



(2) 具体的な取組

施策1－1 歩行者空間の質向上

A. 歩行者空間の整備

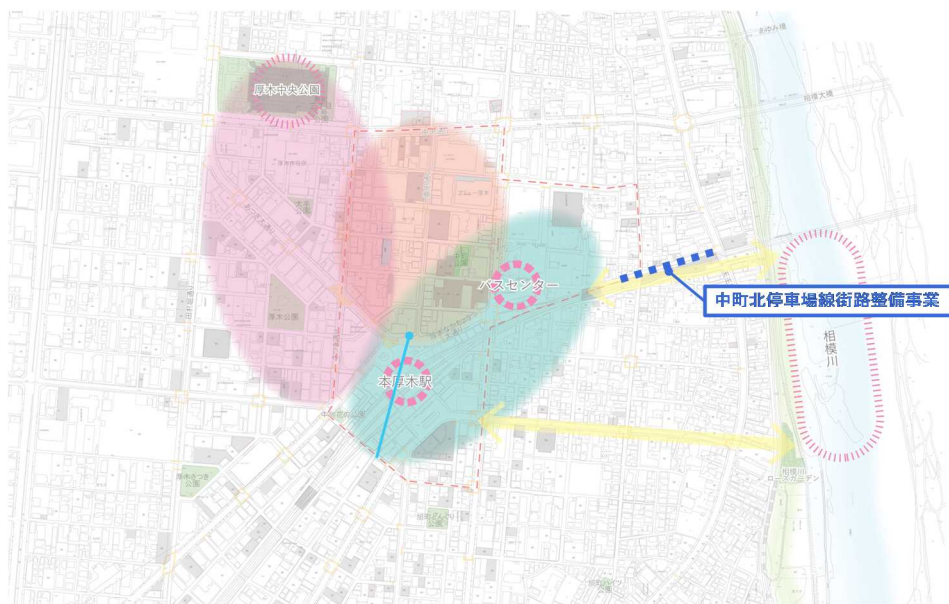
→まち歩きしやすい歩行者ネットワークを形成するため、市道の拡幅や延伸を行います。

中町北停車場線街路整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉 厚木市

(1) 事業概要

「あつぎの道づくり計画(R3)」に基づき、中町第2-2地区周辺における路線バスの円滑な運行、歩行者や自転車の安全な動線確保等に対応するため、都市計画道路中町北停車場線を整備します。



(2) 具体的な取組

施策1-1 歩行者空間の質向上

A. 歩行者空間の整備

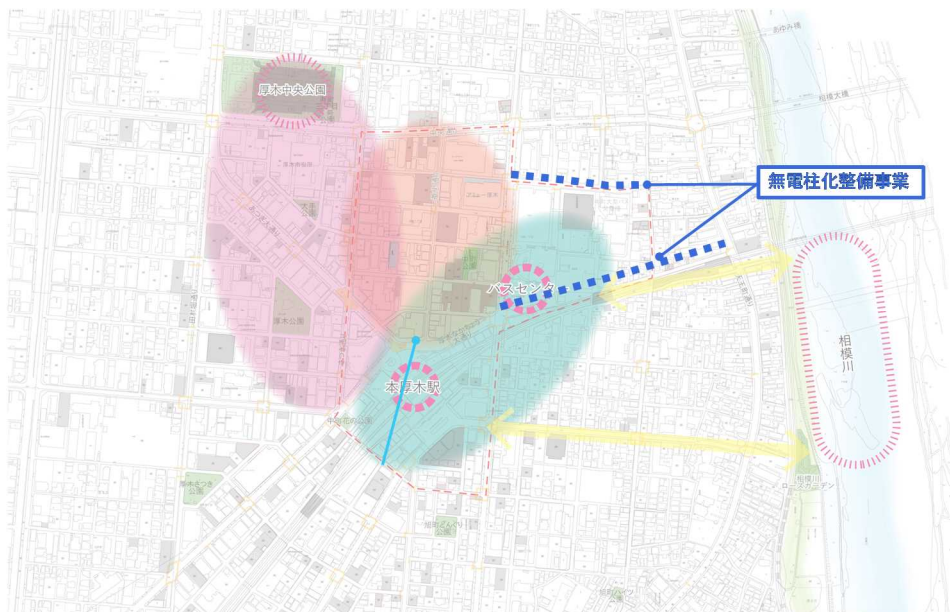
→まち歩きしやすい歩行者ネットワークを形成するため、市道の拡幅を行います。

無電柱化整備事業 〈個別プログラム〉

〈主要な担い手〉 厚木市

(1) 事業概要

「無電柱化推進計画(R4)」に基づき、緊急輸送道路に指定されている市道 A-358 号線と都市計画道路である中町北停車場線の無電柱化を行います。



(2) 具体的な取組

施策 1-1 歩行者空間の質向上

E. 無電柱化の推進

→災害時にも歩行者ネットワークが機能するよう無電柱化を行います。

(仮称)歩行者空間利活用推進事業 〈共通プログラム〉

〈主要な担い手〉商店街、商店会、交通事業者、大学

(1)事業概要

都市の魅力や価値を持続的に高めていく上で、まちづくりの担い手となり得る市民の皆様の創造力や実行力、即応力は、重要なまちづくりの資源です。市と連携して、こうした担い手の発掘や育成を進め、市民主体のまちづくりを推進します。

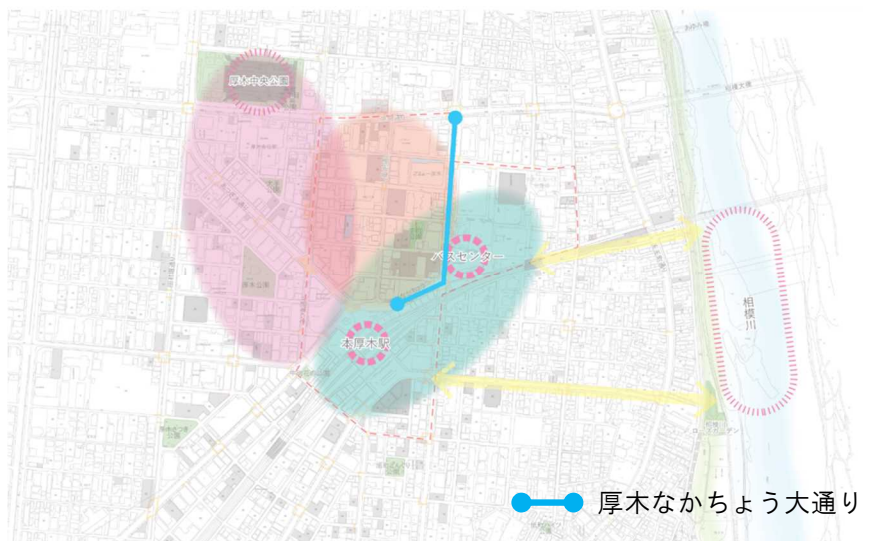
(2)具体的な取組

施策3-1 まちづくり参加への機運醸成

A. まちづくりの担い手発掘のための社会実験等の実施

→歩行者中心の豊かな日常の光景をまちなかに広げていくため、歩行者空間の”新しい使い方”を実践できる担い手を育成します。

→商店街や商店会が主体となって、厚木なかちょう大通り（県道602号）における建物敷地と道路空間の一体的なにぎわい創出を目指して、検討を進めます。



施策３－２ 市民活動の活性化

B. 目指すまちの姿の実現に向けたまちづくり活動を担う組織等の育成

→行政の制度等を活用して、まちづくりの担い手それぞれが在りたい姿へ活動を発展させます。

〈例１〉市民協働事業提案制度

市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、それぞれの役割分担を決め、協定を締結し、ともに事業を実施する本市独自の制度です。

- ・市から活動経費の支援を受けることができます。
- ・活動内容に応じた担当課のサポートを受けることができます。

〈例２〉まちづくり市民組織

「住みよいまちづくり条例」に定める要件を満たしたまちづくり活動を推進する組織です。

- ・市からまちづくりに関する情報提供を受けられます。
- ・市から技術的支援を受けられます。
- ・都市計画マスタープランへの提案が可能となります。
- ・都市計画の提案が可能となります。

〈例３〉都市再生推進法人

都市再生特別措置法に定める要件を満たしたまちづくり活動を推進する組織です。

- ・国等から財政支援を受けることができます。
- ・都市再生整備計画の提案することができます。
- ・道路や都市公園の占用手続に関する業務を請け負うことができます。

市街地商業活性化事業 〈共通プログラム〉

〈主要な担い手〉民間事業者、権利者

(1) 具体的な取組

施策 2-1 行ってみたくなる・寄ってみたくなる魅力づくり

F. 地区計画等によるグランドレベルへの商業施設等の誘導
G. 空き店舗への出店支援
→空き店舗に出店する事業者への改装費及び家賃を支援します。

施策 3-2 市民活動の活性化

A. 既存のまちづくり活動を担う個人や団体の横連携促進
B. 目指すまちの姿の実現に向けたまちづくり活動を担う組織等の育成
→商業者等で構成する団体が企画するイベント運営費等を支援します。

景観形成推進事業 〈共通プログラム〉

〈主要な担い手〉 民間事業者、権利者

(1) 具体的な取組

施策2-1 行ってみたくなる・寄ってみたくなる魅力づくり

- B. デザインの統一など景観に配慮した歩行者空間の整備
 - C. 既存建物の改修や更新に合わせたまち並みの誘導
- 「景観計画」に基づき建築物の景観を誘導します。

施策3-1 まちづくり参加への機運醸成

- B. いつでも誰でも目にできる方法でまちづくり活動等の情報発信
- 魅力的な景観の情報発信により、市民の皆様の景観意識を醸成します。

施策3-2 市民活動の活性化

- C. まちづくり団体へのアドバイザー派遣
- 地域の発意に応じて、まちなみ誘導を図るガイドライン等の策定を支援します。